

「京都地下鉄・バス ICポイント サービス」の導入について ~ICOCA・PiTaPa 限定~

京都市交通局では、平成31年3月に策定した「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」で掲げているとおり、一人当たり乗車運賃が他都市に比べて低いこと、ご利用の頻度にかかわらず全国10種類のICカードで乗車割引を適用していること、混雑対策として移動経路の分散化が必要であることなどの諸課題に対応するため、各種割引乗車券等の抜本的見直しを行っています。この度、その一環として開始するポイントサービスについて、ご利用方法等の具体的な内容をお知らせします。

01 ポイントサービスの内容

乗継ポイント

月額3,600円以上ご利用いただくと乗継ポイントを付与。

例えば、週2日以上上のバスとバス・バスと地下鉄の往復利用で対象!

バス⇄バス

【現行】
トライフィカカードで120円
ICカードで90円割引

150円分のポイント付与*

※90分以内の乗継を対象とし、1日2回までに限る。(バスは、市バス又は京都バスが対象)

バス⇄地下鉄

【現行】
トライフィカカードで120円
ICカードで60円割引

120円分のポイント付与*

利用額ポイント

1か月間のご利用金額に応じてポイントを付与。(登録月は、登録した日から月末までのご利用金額)

月のご利用額

3,000円以上
5,000円未満
5,000円以上
8,000円未満
8,000円以上

ポイント付与率

1% (30P ~ 49P)
2% (100P ~ 159P)
3% (240P ~)



乗れば乗るほどお得に!

お得やね~



バスIC24Hチケット

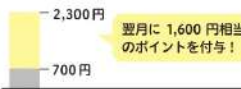
事前に登録した日についてご利用金額は、一旦全額引き去りますが設定額(700円)を超過したバス利用分について、ポイントを付与。

使用開始日時から24時間利用可能に!

24時間制を導入し既存のバス一日券よりも便利なものとなります!

※利用時間中は、他のポイントサービスは対象外となります。

例えば、登録いただいた日のご利用額が2,300円の場合



ポイントサービスでは、市民の皆様が多くご利用されているICカード「ICOCA」、「PiTaPa」限定で、事前に登録いただくことにより、市バス、京都バス、地下鉄の利用を対象に、条件を満たした方へポイントを付与します。ICOCAはポイントを付与し、PiTaPaはポイント分を割り引いた金額を引き落とします。ICOCAに付与されたポイントは、交通利用のほかコンビニ等でお買い物でもご利用いただけます。なお、令和5年春に導入が予定されている、西日本旅客鉄道の「モバイルICOCA」については現時点では対象外ですので、ご注意ください。

03 ポイントサービスの利用の流れ

令和5年3月
事前登録
開始

step 1 事前登録

WEBで利用者登録をお願いします!

手順 1 利用者登録

※パソコンやスマートフォンをお持ちでない方は、券売機等での利用者登録も可能です。

- ✓ カードID
- ✓ 生年月日
- ✓ パスワード (4桁)
- ✓ 氏名
- ✓ 電話番号
- ✓ メールアドレス (※登録は任意)
- ✓ 性別
- ✓ 郵便番号

手順 2 カード登録

WEBで利用者登録したICカードを券売機等(各駅券売機及び洛西定期券発売所設置のポイントチャージ機)に挿入しカード登録。

※要パスワード入力。
※登録から6か月以内にカード登録を行わない場合付与されたポイントは無効となります。

ご利用に応じてポイント付与

登録日からの利用分がポイントの計算対象となります。

※ポイントの計算対象となるのは、登録日から登録月の末日までの利用分です。(以降1日から月末までの利用を対象)

結構簡単に登録・利用ができそうだな!



02 事前登録キャンペーンの実施

令和5年3月
開始!

スタッフさんに代理登録してもらって安心やわ



実施内容 (下記各キャンペーン共通)

- チラシの配布
- インターネットに不慣れな方に対して、タブレットを用いてスタッフが代理で登録します。



令和5年3月からポイントサービス全般に関する問い合わせ窓口として、ポイントコールセンターを設置いたします。電話番号等については、別途HP等で周知いたします。

実施場所		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
区役所・支所キャンペーン (※毎日1時から16時)	北区役所、左京区役所、右京区役所、下京区役所、東山区役所、洛西支所、深草支所		○	○			○	○																									
	上京区役所、中京区役所、南区役所、伏見区役所、山科区役所、西京区役所、醍醐支所									○	○	○		○	○																		
	四条駅	○								○				○								○										○	
	京都駅		○								○											○											
駅キャンペーン (※毎日9時から19時)	北大路駅			○							○					○						○											
	烏丸御池駅				○							○					○						○										
	山科駅					○							○					○						○									
	三条京阪駅						○							○					○						○								
	三条京阪駅																																
案内所キャンペーン (※毎日7時から19時)	北大路案内所																																
	烏丸御池案内所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コトチカ京都案内所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	太秦天神川案内所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

step 3 ポイント付与・利用

ICOCAの場合



- 当月利用分のポイントは翌月の15日に付与され、以降、地下鉄各駅の券売機等において、10円単位でチャージが可能です。
- 10円未満のポイントについては、翌月に繰越しとなり、翌月以降のチャージ時、繰り越したポイントから優先的にチャージされます。
- ポイントチャージの期限は、付与月の翌月から12か月後の末日までです。
- ポイント累積値の上限は、1枚のカードに対して999,999ポイントまで。

PiTaPaの場合



- < PiTaPaについては、事前にチャージするICOCAとは異なり、後日、利用額が精算されるポストペイ型のICカードであるため、ICOCAでのポイント付与とは取扱いが異なります。 >
- 当月利用分のポイントは、翌月利用分の交通利用の請求から50ポイント単位で自動で割り引かれます。
- 交通利用分より、付与されたポイントの方が多い場合や50ポイント未満のポイントは翌月に繰越しされます。
- 繰越しの期限は、翌月から2年後以降の3月末日まで。